

日 絹 月 報

令和3年4月号 第523号

発行：一般社団法人日本絹人織織物工業会
日本絹人織織物工業組合連合会
Tel 03-5244-4243
URL <http://www.kinujinsen.com>

本号の主なニュース

1. 下請代金の支払手段について
2. 知的財産取引に関するガイドライン・契約書のひな形について
3. 令和3年度絹・合織織物の国内展示会（ジャパン・クリエーション）出展支援事業の公募

◇ 下請代金の支払手段について ◇

令和3年3月31日
中小企業庁

概要

政府は、下請代金の支払の更なる適正化を図るため、中小企業庁が設置した「約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会」による議論を経て、「中堅企業・中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」で設置された「中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」において、平成28年12月に発出した「下請代金の支払手段について（平成28年12月14日20161207中第1号・公取企第140号）」を見直す方針を示しました。

こうした方針に基づき、令和3年3月31日、中小企業庁と公正取引委員会において、次のような内容を新たに発出し、親事業者から率先して取り組むことを要請しました。

下請代金の支払手段に係るポイント

- (1) 下請代金の支払は可能な限り現金で行うこと。
- (2) 手形等により下請代金を支払う場合は、手形等の現金化に係る割引料等を下請事業者に負担させることがないよう、これを勧奨した下請代金の額を十分に協議して決定すること。また、親事業者と下請事業者の双方が、手形等の現金化に係る割引料等のコストを検討できるよう、本体価格分と割引料相当額を分けて明示すること。
- (3) 下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、60日以内とすること。

(4) (1)～(3)の内容は、おおむね3年以内を目途として、可能な限り速やかに実施すること。

全文

20210322中庁第2号
公取企第25号
令和3年3月31日

関係事業者団体代表者 殿

中小企業庁長官
(公印省略)
公正取引委員会事務総長
(公印省略)

下請代金の支払手段について

政府は、平成28年12月に「下請代金の支払手段について(平成28年12月14日20161207中第1号・公取企第140号)」(以下「旧通達」という。)を関係事業者団体に発出し、親事業者に対して、下請代金の支払の適正化を要請したが、下請代金の支払に際しては、なお多くの企業により手形等(手形、一括決済方式又は電子記録債権をいう。以下同じ。)による下請代金の支払が行われており、そのサイト(手形以外による支払にあっては、手形の交付日から手形の満期までの期間に相当するものをいう。以下同じ。)の短縮に改善の傾向がみられるものの、十分には短縮されていないのが現状である。

また、下請事業者が手形等を現金化する際の割引料等のコストについても、なお多くの場合、下請事業者の負担となっており、結果として、下請事業者は、手形等により下請代金の支払を受けた場合に、これを現金化すると額面どおりの現金を受領できない状況にある。

このような状況を踏まえ、政府は、下請代金の支払の更なる適正化を図るため、中小企業庁が設置した「約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会」による議論を経て、「中堅企業・中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」で設置された「中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」において、旧通達を見直す方針を示した。

こうした方針に基づき、今般、政府として、下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号。以下「下請法」という。)及び下請中小企業振興法(昭和45年法律第1

45号)の趣旨に鑑み、下請代金の支払について、下記のとおり新たに整理したので、政府の方針を引き続き十分に了知の上、貴団体所属の親事業者に対して周知徹底するとともに、可能な限り速やかに下請代金の支払の更なる適正化に努めるよう要請する。とりわけ、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者以外に該当する親事業者から率先して実施されたい。


また、政府は、今後も、下請法に基づく調査、検査等において、支払方法の選択、サイトの短縮状況等について確認をするなど必要な措置を講じるものとする。

記

親事業者による下請代金の支払については、以下によるものとする。

1. 下請代金の支払は、できる限り現金によるものとする。
2. 手形等により下請代金を支払う場合には、当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定すること。当該協議を行う際、親事業者と下請事業者の双方が、手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて具体的に検討できるように、親事業者は、支払期日に現金により支払う場合の下請代金の額並びに支払期日に手形等により支払う場合の下請代金の額及び当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストを示すこと。
3. 下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、60日以内とすること。
4. 前記1から3までの要請内容については、新型コロナウイルス感染症による現下の経済状況を踏まえつつ、おおむね3年以内を目途として、可能な限り速やかに実施すること。

以上

[「下請代金の支払手段について」全文\(PDF形式: 117KB\)](#) 

参考資料

[未来志向型の取引慣行に向けて](#)

担当

中小企業庁事業環境部取引課

電話：03-3501-1669(直通)

◇ 知的財産取引に関するガイドライン・契約書のひな形について ◇

概要

中小企業庁では、令和2年7月に有識者を交えた「知的財産取引検討会」を設置し、知的財産における取引の問題事例の整理を行うとともに、知的財産取引を適正に推進するための対応策について議論してきました。これを踏まえ、問題事例の防止や知的財産取引における企業間の共存共栄を図るため、今般「知的財産取引に関するガイドライン」を作成しました。

また、知的財産に係る取引を行うに当たり注意すべきポイントをまとめたものとして、当該ガイドラインと併せ、契約書のひな形を作成しました。

ガイドライン・契約書のひな形に関するポイント

＜ガイドラインのポイント＞

【契約締結前】

- ・相手方の秘密情報を相手方の事前の承諾なく、取得、又は、開示を強要しない
- ・相手方の意思に反して、秘密保持契約締結無しに、相手方の秘密を知り得る行為をしない。

【試作品製造・共同開発等】

- ・無償の技術指導・試作品製造等の強制をしない。
- ・承諾がない知的財産やノウハウ等の利用をしない。
- ・共同開発の成果は、技術やアイデアの貢献度によって決められることが原則、これと異なる場合は相当の対価を支払う。

【製造委託・製造販売・請負販売等】

- ・製造委託本来の目的に照らして、合理的に必要と考えられる範囲を超えて、相手方の技術情報等の提供を求めない。これを求める場合には相当の対価を支払う。
- ・製造委託の目的物とされていない、金型の設計図面、CADデータその他技術データの提供を当事者の意に反して強制しない。
- ・監査や品質保証等の観点から秘密情報の開示を受ける必要がある場合には、あらかじめ監査等を必要とする箇所を明確にし、その目的を超えた秘密情報の取得をしない。

【特許出願・知的財産権の無償譲渡・無償許諾】

- ・取引と直接関係のない、又は、独自に開発した成果について、出願等に干渉しない。
- ・相手方に帰属する知的財産権について、無償譲渡の強要や自社への単独帰属を強要しない。また相手方の知的財産権の無償実施を強制しない。

<契約書ひな形のポイント>

【秘密保持契約書】

- ・一方当事者（例、中小企業）のみが秘密保持義務を負うのではなく、両当事者が公平に秘密保持義務を負う。
- ・当事者が知的財産に対する意識を高めるためにも、相互に守るべき秘密を指定する。（特に中小企業が従来から保有している技術・ノウハウについて）
- ・相手方に情報提供をしたことをもって、権利や利益についてまで、相手方に譲渡することにはならない。
- ・技術・ノウハウに関して意に反した情報提供義務を負わない。

【共同開発契約書】

- ・共同開発によって得られた知的財産権の帰属は原則として共有とし、持分比率は発明等への貢献比率を貢献に応じて、協議して決める。
- ・共同開発によって得られた知的財産権の実施については、条件や費用を協議する。特に、一方当事者が不実施を誓約する場合（中小企業を想定）には、対価を支払う。
- ・取引とは直接関係なく、又は、一方当事者（例、中小企業）が相手の秘密情報に依拠せず独自に開発した発明は、発明した者（中小企業）に帰属する。
- ・両当事者が秘密保持義務を負う
- ・技術・ノウハウに関して意に反した情報提供義務を負わない。





【知的財産権等の取扱いに関する契約（開発委託契約）書】







- ・従来から保有する知的財産権や委託契約後に相手の秘密情報に依拠せず独自に開発をして得られた知的財産権は、その当事者に帰属する。
- ・開発委託の目的とする成果は、報酬や費用等の支払によって、発注者に移転する。
- ・開発を受託している場合でも、ノウハウや知的財産等の意に反した秘密情報の開示義務を負わない。

【知的財産権等の取扱いに関する契約（製造委託契約）書】


- ・相手の技術やノウハウについて、発注者・受注者ともに秘密保持義務がある。
- ・従来から保有する知的財産権や委託契約後に相手の秘密情報に依拠せず独自に開発をして得られた知的財産権は、その当事者に帰属する。
- ・製品の製造を受託している場合でも、ノウハウや図面等の意に反した秘密情報の開示義務を負う訳ではない。

本文

- ・ [知的財産取引に関するガイドライン \(PDF 形式 : 8 1 3 KB\)](#) 
- ・ [秘密保持契約書ひな形 \(PDF 形式 : 1, 2 7 6 KB\)](#) 
- ・ [共同開発契約書ひな形 \(PDF 形式 : 1, 6 6 8 KB\)](#) 
- ・ [知的財産権等の取扱いに関する契約（開発委託契約）書ひな形 \(PDF 形式 : 1, 2 8 9 KB\)](#) 

- ・ [知的財産権等の取扱いに関する契約（製造委託契約）書ひな形](#) (PDF 形式：9 6 1 KB) 
- ・ [解説編 秘密保持契約書 「取引開始前の技術・ノウハウ漏えいを防ぐ～秘密保持契約書の締結が第一歩！」](#) (PDF 形式：9 4 1 KB) 
- ・ [解説編 共同開発契約書 「共同開発は事業化を見据えて慎重に～共同開発の開始はゴールではない！」](#) (PDF 形式：1, 1 4 4 KB) 
- ・ [解説編 開発委託契約 「開発成果が相手方に帰属する場合は開発委託～既存技術は守った上で、適正な対価を」](#) (PDF 形式：9 9 6 KB) 
- ・ [解説編 製造委託契約 「しっかりと今後の事業展開を見据えた取引を！～製造委託契約で明確にすべきこと」](#) (PDF 形式：7 1 0 KB) 
- ・ [知的財産取引に関するチェックリスト、契約書ひな形 利用場面の整理について](#) (PDF 形式：4 5 2 KB) 

参考資料

[知的財産取引の適正化について](#) (PDF 形式：5, 5 5 7 KB) 

担当

中小企業庁事業環境部取引課
電話：03-3501-1669 (直通)

◇ 令和3年度絹・合繊織物の国内展示会（ジャパン・クリエーション）出展支援事業の公募 ◇

1. 事業の目的

グローバル化するファッションマーケットにおいて、日本のテキスタイルは、エコ・テキスタイルや機能素材、染色・後加工をはじめ、その品質、技術、感性への評価が高く、国際競争力がある分野と言えます。一般社団法人日本絹人織織物工業会では、日本独自の絹織物や高機能性を有する合繊織物を国内外にアピールするために、規模が小さく単独小間での出展は難しいが、自社開発商品を広くバイヤー等に見てもらい、ビジネスチャンスを求めたいとする積極的企業に向けて、下記の展示会について出展公募を行ないます。

2. 展示会名

- ・ JFW ジャパン・クリエーション2022
- 会 期：令和3年12月7日(火)～8日(水)
- 会 場：東京国際フォーラム

3. 出展対象者

出展対象者は、日本の絹織物・化合織(長)織物の製造者を構成員とする団体(組合)並びにこれらの団体(組合)から推薦された事業者とします。

4. 公募(受付)期間

・令和3年4月30日(金)～令和3年5月10日(月)

(受付最終日の17時までに申込書必着)

・申し込みは郵送またはFAX

・公募資料ダウンロード 当会 HP(<http://www.kinujinsen.com/>)

[公募要領\[PDF\]](#)

[出展申込書\[Excel\]](#)

5. 公募申請提出先及び問合せ先

一般社団法人日本絹人織織物工業会

〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町2-4-8

TEL 03-5244-4243

FAX 03-5244-4244

動 向

3月18日 経済産業省 RCEP 説明会

3月22日 当会 令和3年度助成金等審査会

3月22日 ケケン試験認証センター 2020年度第三回理事会

3月23日 織貿会館 第22回定時理事会

3月25日 繊維評価技術協議会 第5回理事会

3月29日 シルクセンター国際貿易観光会館 令和2年度第2回定例理事会

4月 2日 日本繊維産業連盟 幹事会

4月15日 第64回新作博多織展 審査会

4月20日 当会 日絹工業会・日絹連合会 監査会

会議予定

☆ 日本繊維産業連盟 第138回通商問題委員会

5月13日(木) 13時30分～ 於: オンライン開催

- ☆ 当会 日絹工業会定時総会、日絹連合会通常総会、工業会・連合会(新)理事会
5月18日(火) 12時～14時 於：KKRホテル東京11F 鳳凰の間
- ☆ 日本繊維産業連盟 サステナビリティセミナー
5月19日(水) 14時～15時40分 於：綿業会館7F 及びオンライン開催
- ☆ 織貿会館 第23回定時理事会
5月27日(木) 11時～ 於：上野『精養軒』
- ☆ シルクセンター国際貿易観光会館 令和3年度第1回定例理事会
5月27日(木) 14時～ 於：シルクセンター大会議室
- ☆ ケケン試験認証センター 監事監査会
6月2日(水) 11時～ 於：ケケン試験認証センター 中川ビル
- ☆ 織貿会館 第13回評議員会、第24回理事会および第14回評議員会
6月17日(木) 14時30分～ 於：熱海 三平荘
- ☆ ケケン試験認証センター 2021年度第1回理事会
6月22日(火) 14時～ 於：KKRホテル東京11F 松の間
- ☆ 日本繊維産業連盟 2021年度第1回常任委員会
7月8日(木) 13時30分～16時 於：野村コンファレンスプラザ日本橋
(ユイト日本橋) 6F 大ホール

イベント

- ☆ 日本紡績協会 「コットンの日」2021
5月10日(月) 13時30分～16時10分 於：オンラインイベント
- ☆ Premium Textile Japan 2022 Spring/Summer
5月25日(火)～26日(水) 10時～18時30分(最終日18時まで)
会場：東京国際フォーラム ホールE
- ☆ 京都 西陣 織元コレクションTOKYO 2021
6月4日(金) 13時～19時
5日(土) 9時30分～19時
6日(日) 9時30分～17時
会場：時事通信ホール

☆ 十日町組合 染織創作展

【東京】 6月10日(木) 11時 ~ 17時

11日(金) 9時 ~ 16時

会場：綿商会館4・5F

【京都】 6月22日(火) 14時30分 ~ 17時

23日(水) 9時 ~ 17時

24日(木) 9時 ~ 13時30分

会場：京都 丸池藤井ビル3F

官公庁・団体からの案内情報

《 経済産業省省 》

- ・事業再構築補助金

https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/index.html

- ・生産性革命推進事業

ものづくり補助金

<https://seisansei.smrj.go.jp/pdf/0101.pdf>

小規模事業者持続化補助金

<https://seisansei.smrj.go.jp/pdf/0102.pdf>

IT導入補助金

<https://seisansei.smrj.go.jp/pdf/0103.pdf>

- ・中小法人、個人事業者のための一時支援金

https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/index.html

- ・新型コロナウイルス感染症関連

～経済産業省の支援策（2021年4月19日時点）～

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

《 厚生労働省 》

- ・年次有給休暇取得促進特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

- ・働き方・休み方改善ポータルサイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>